



喜多方市告示第3号

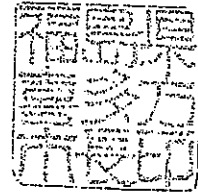
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、喜多方市の区域内の字の区域を下記のとおり変更する旨、喜多方市長から届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成21年1月14日

喜多方市長 白井英男

記



編入する字名	同左に編入される区域	
木幡字壇ノ腰	木幡字上ノ原	丙811
木幡字堂徳向	木幡字上ノ原	丙941
木幡字中杭根	木幡字上ノ原	丙1059の1の一部
	木幡字壇ノ下	丁1275の1、丁1277の1、丁1278の1、丁1279の1及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	木幡字栗木ノ下	丙1304の3、丙1304の丙
	木幡字細田	丁1408から丁1411まで、丁1414、丁1415
木幡字壇ノ下	木幡字中杭根	丁1290、丁1291の1、丁1291の3、丁1292の2、丁1293の2、丁1405、丁1407の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
木幡字上ノ原	木幡字堂徳向	丁1441の1及びこの区域に隣接する



		道路である公有地の全部
木幡字下村道下	木幡字鼬塚	丁1570、丁1579の2